

電子縦覧対象業務委託

現場調査あり

令和 8 年度

業務番号 繰広委 第 1-3-2 号

平川広域河川改修(腰巻川工区)河道設計業務委託

特記仕様書

1. 設計図書に対して質問がある場合は 青森県中南県土整備事務所 河川砂防施設課(河川) あてに質問書を 入札執行日5日前の12時00分までに提出して下さい。
2. 回答書は 入札執行日3日前の12時00分までにFAXで回答します。
(上記1. 及び2. の日数には、土日及び祝祭日は含みません。)
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。
【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

弘前市 大字 城東五丁目外 地内

青森県中南県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日

2. 履行期限 令和 9 年 3 月 2 5 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、3 回とする。設計業務の主要な区切りは、調査員と協議すること とする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

令和 4 年度 繰広委 第 1-3-1 号 平川広域河川改修（腰巻川工区）河道詳細設計業務委託 報告書

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

(別紙) 業務内容 を参照すること。

第2条 B I M / C I M の活用について

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業における B I M / C I M 活用実施要領」に基づき、受注者の希望により 3 次元モデルを活用できるものとする。

3 次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月 1 5 日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度) 第 9 条第 1 項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。

- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

<整備企画課 HP><https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 <整備企画課HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM)1...部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)1...部

2. その他

(1) 現地調査写真集部(報告書電子媒体に含む)

.....
.....
.....
.....
.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条

（別紙）業務内容

1. 検討の目的

岩木川水系腰巻川について、令和 6 年度に JR が実施した鉄道交差部の測量成果及びこれまでの関係機関との協議結果を踏まえ、河道設計を行う（JR との協議資料作成（1 回）を含む）。

2. 業務内容

2.1 設計計画

業務の目的・趣旨を把握した上で、業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

2.2 現地踏査及び資料収集整理

腰巻川の設計対象区間について、河道内の状況、堤内地の状況、鉄道交差部の状況等について現地踏査を実施して確認する。業務の遂行に必要な情報及び資料を収集・整理する。

2.3 協議資料とりまとめ

収集した資料から関係機関協議資料（JR、下水道）の経緯についてとりまとめる。

2.4 河道計画検討

JR 協議や下水道協議の経過をまとめた過年度検討（繰広委第 1-3-1 号 平川広域河川改修（腰巻川工区）河道詳細設計業務委託報告書）等を参考とし、河道計画の検討を行う。

2.4.1 河道計画検討

鉄道交差部付近の測量成果をもとに、河道縦断勾配等の河道諸元の設定を行う。

1) 基本条件の整理

河道計画の比較検討に向けて、支障物件等の基本条件を整理する。

2) 河道計画の比較検討

JR 協議結果、下水道協議結果を踏まえ、河道計画案を複数案抽出し、経済性、施工性、実現性等を指標に比較検討し有力案を選定する。

2.4.2 鉄道交差部の河道断面検討

前述の河道計画検討結果をもとに、鉄道交差部の土かぶりなど検討条件を設定する。鉄道事業者の協議結果を考慮し、鉄道交差部の上下流の摺付を含む河道断面（ボックス、橋梁 等）を検討する。※施工の実現性は JR が確認を行う。

2.5 関係機関協議資料作成

鉄道事業者と協議を行うための協議資料を作成する（1回の予定）。

2.6 今後の課題

今後の詳細設計や関係機関の合意に向けての課題を抽出・整理する。

2.7 報告書作成

各検討事項についてとりまとめ、報告書を作成する。

2.8 照査

設計の主要な区切り並びに業務完了前の成果に対し照査を行い、品質を確保するものとする。